

令和 7 年 5 月 29 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

5 月 29 日（初 日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第 4 報告第 2 号 令和 6 年度南知多町一般会計予算継続費繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 3 号 令和 6 年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 4 号 令和 6 年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 5 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町役場敷地内における交通事故））
- 日程第 8 議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 9 議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 10 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 11 議案第 44 号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 12 議案第 45 号 工事請負契約の締結について（第 1 分団詰所新築工事）
- 日程第 13 議案第 46 号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 47 号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 48 号 令和 7 年度南知多町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 49 号 令和 7 年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （12 名）

1 番 森 宏 子
 3 番 鈴 木 浩 二
 5 番 小 嶋 完 作
 7 番 石 垣 菊 蔵
 9 番 藤 井 満 久
 11 番 榎 戸 陵 友

2 番 山 本 優 作
 4 番 片 山 陽 市
 6 番 内 田 保
 8 番 服 部 光 男
 10 番 吉 原 一 治
 12 番 石 黒 充 明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	高 田 順 平
総 務 部 長	山 本 剛 資	総 務 課 長	鈴 木 和 芳
防 災 交 通 課 長	山 下 哲 矢	税 務 課 長	相 川 和 英
企 画 財 政 課 長	坂 本 圭 志	建 設 経 済 部 長	田 中 直 之
建 設 課 長	石 黒 俊 光	まちなみ環境課長	田 中 達 也
産 業 振 興 課 長	奥 川 広 康	水 道 課 長	相 川 久 紀
厚 生 部 長	坂 口 増 和	住 民 課 長	山 本 有 里
ふ く し 課 長	宮 地 利 式	健康こども課長	伊 藤 尊 人
教 育 長	高 橋 篤	教 育 部 長	鈴 木 淳 二
教 育 課 長	富 田 和 彦	成 長 戦 略 室 長	山 本 剛
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	内 田 純 慈		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	坂 本 有 二	書 記	松 本 満 砂
書 記	谷 川 和 亮		

〔 開会 9時30分 〕

○議長（鈴木浩二君）

皆さんおはようございます。

大変御多用の中を6月定例町議会の定例会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、定例町議会を迎えるに当たり、町民の皆様の御理解と御協力に心より感謝申し上げます。

さて、来月6月22日には町議会議員選挙が予定されております。このため、会期を通常よりも1週間早く開催する運びとなりました。この選挙から、議員定数が現行の12人から10人に削減する初めての選挙となります。私たちの町の未来を決定づける重要な機会であり、町民の皆様には、ぜひとも積極的に投票に参加していただきたいと考えております。

本議会では、町民の皆様から寄せられた意見や要望を真摯に受け止め、議論を重ねてまいります。特に産業振興や福祉施策、教育環境の整備など、町民生活に直結する重要な課題については、しっかりとした議論を行い、実効性のある施策を打ち出していく所存でございます。

最後になりますが、今後とも町民の皆様との対話を大切にしながら、透明性のある議会運営を心がけてまいります。皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日の議会が実り多いものとなりますよう祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持った議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告の提出がありましたので、その写しを送付しております。

ここで発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩二君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において 4 番、片山陽市議員、5 番、小嶋完作議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（鈴木浩二君）

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 6 月12日までの15日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定しました。

日程第 3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（鈴木浩二君）

日程第 3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日ここに 6 月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、諸般報告をさせていただきます。

初めに、ふるさと納税事業の推進につきまして御報告申し上げます。

本町の令和 6 年度ふるさと納税受入額につきましては 5 万 8,335 件、7 億 9,244 万

4,000円の寄附をいただき、目標としていた7億円を大きく上回りました。

令和5年度の4万4,727件、4億9,164万3,000円から約1.6倍へと増加しております。

今後も、ふるさと納税事業推進施策として、ふるさと納税3.0を継続し、ふるさと産品等創出支援事業補助金の補助上限額の引上げを行うなど、返礼品提供事業者様への支援を拡充してまいります。

また、新たにふるさと産品等開発応援補助金を創設し、これまでふるさと納税に参加していなかった事業者様が参加しやすいよう支援することで、魅力的なふるさと産品の創出を促進し、地域活性化や産業振興、雇用の促進に寄与したいと考えております。

次に、4月から導入しました南知多町公式LINEの登録状況につきまして御報告申し上げます。

南知多町公式LINEは、町の旬な情報を分かりやすく、できるだけ多くの方々にお届けするため、4月1日から開始しました。

5月20日現在の登録者数は1,962人でございます。今後も地域イベントや行政サービス、災害時の緊急情報、生活に役立つ情報など、魅力的なコンテンツを配信し、登録者数の増加を図り、町の情報発信力向上を目指してまいります。引き続き、南知多町公式LINEへの御登録をよろしくお願い申し上げます。

次に、内海サービスセンターの移転につきまして御報告申し上げます。

内海サービスセンターは、南知多町公共施設再配置計画に基づき、南知多町公民館内海分館が閉館となったことに伴い、場所を南知多町町民会館に移転しました。5月7日から窓口でのサービスを開始しております。

移転に際しましては、住民の皆様に御迷惑おかけいたしましたこととおわび申し上げます。

今後とも、地域における住民サービスの維持向上に努めてまいりますので、引き続き内海サービスセンターへの御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、南知多町におけるマイナンバーカードの保有状況につきまして御報告申し上げます。

本町の4月末現在のマイナンバーカード保有率は75.2%で、全国町村の平均値79.0%と比較して3.8ポイント下回っている状況でございます。

このような状況の中、さらなる取得の推進に向けて、休日窓口の開設や篠島・日間賀島両島での出張窓口の開設を今後定期的の実施してまいります。休日窓口、両島での出

張窓口の開設日時など、詳しくは町公式ホームページ、町公式LINE、広報「みなみちた」にてお知らせいたします。この機会をぜひ御活用くださいますようお願い申し上げます。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、報告4件及び専決処分の承認を求めることについてをはじめ9議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第2号の令和6年度南知多町一般会計予算継続費繰越計算書につきましては、継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

報告第3号の令和6年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越明許費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

報告第4号の令和6年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、水道事業会計予算を翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

報告第5号の専決処分の報告につきましては、南知多町役場敷地内の駐車場で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第41号及び議案第42号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、南知多町税条例の一部を改正する条例及び南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第43号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治

法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第44号の教育委員会委員の任命同意につきましては、5名の委員のうち1名の方が、令和7年7月14日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、任命同意をお願いするものであります。

議案第45号の工事請負契約の締結につきましては、第1分団詰所新築工事について、請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第46号の南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、愛知県人権尊重の社会づくり条例の理念にのっとり、南知多町営住宅の入居者の資格に愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を追加することで、多様性を認め合い、誰一人取り残すことのない人権尊重の社会実現に資することを目的として、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第47号の南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律が令和7年4月1日に改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第48号は、令和7年度南知多町一般会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,642万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ100億6,042万1,000円とするものであります。

議案第49号は、令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ48万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ27億1,248万4,000円とするものであります。

以上で、諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。

円満かつ速やかに御承認、御同意、そして御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第2号 令和6年度南知多町一般会計予算継続費繰越計算書について

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、報告第2号 令和6年度南知多町一般会計予算継続費繰越計算書についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、報告第2号 令和6年度南知多町一般会計予算継続費繰越計算書につきましては、3ページを御覧ください。

報告第2号 令和6年度南知多町一般会計予算継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づきまして御報告を申し上げます。

次のページの令和6年度南知多町継続費繰越計算書を御覧ください。

7款1項商工費の内海観光センター建設事業は、令和6年度から令和7年度までの継続事業で、継続費の総額は1億4,174万6,000円であります。

令和6年度予算計上額2,971万1,000円は全て支出済みで、令和7年度への逓次繰越額はございません。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 報告第3号 令和6年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、報告第3号 令和6年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

報告第3号 令和6年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、5ページを御覧ください。

報告第3号 令和6年度南知多町一般会計予算繰越繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告申し上げます。

次のページの令和6年度南知多町繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

令和7年2月議会臨時会及び令和7年3月議会定例会で、繰越明許費の補正措置を御可決、御承認いただきました8事業において、年度内に完了ができないため、記載のとおり令和7年度に繰越しをしましたので、報告するものであります。

繰越しをいたしました事業は、水道事業対策事業、仮振り仮名通知書通知事業、物価高騰対応重点支援給付金給付事業、出産・子育て応援交付金交付事業、農業振興対策事業、産業連携推進事業、漁業振興対策事業、師崎港観光センター周辺整備運営事業の8事業であります。

翌年度繰越額は、表の一番下の欄、合計の左から2つ目であります。8事業で1億4,162万7,000円であります。

その財源は、国庫支出金7,869万5,000円、県支出金6,118万3,000円、一般財源174万9,000円であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

日程第6 報告第4号 令和6年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、報告第4号 令和6年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

報告を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

報告第4号 令和6年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、7ページを御覧ください。

それでは、報告第4号 令和6年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書につ

て、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、別紙のとおり予算を翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げます。

次のページの令和6年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。

本件の繰越しの理由については、国の令和6年度補正予算に対応したことによるもので、年度内に事業完了ができないため、記載のとおり令和7年度に繰り越したものであります。

繰越しをいたしました事業は、岩屋配水区管路耐震化工事及び佐久島海底送水管布設替工事の2事業であります。

翌年度繰越額は、表の翌年度繰越額の欄に記載のとおり、岩屋配水区管路耐震化工事が4,800万円、佐久島海底送水管布設替工事が4億9,100万円であります。

その財源内訳は、表に記載のとおり、岩屋配水区管路耐震化工事が国庫補助金及び損益勘定留保資金等であり、佐久島海底送水管布設替工事が国庫補助金、県補助金、市町補助金及び企業債であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

日程第7 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町役場敷地内における交通事故））

○議長（鈴木浩二君）

日程第7、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町役場敷地内における交通事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、報告第5号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

10ページを御覧ください。

専決第4号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

南知多町役場敷地内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の

規定により御報告するものであります。

1の相手方につきましては、記載のとおりであります。

2の事故の概要につきましては、令和7年1月28日午後0時15分頃、職員が南知多町役場敷地内の駐車場において公用車を出庫させる際に、周囲の状況確認を怠り、公用車の右前方を右方向から直進してきた相手方の自家用車の左前方に接触させ、当該車両を損傷させたものであります。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は11万9,127円で、和解の内容は、相手方に対し、事故に係る自動車の修理代の一部として損害賠償の金額を支払うこととするものであります。

今後におきましても、交通安全を徹底するよう指導に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

日程第8 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（鈴木浩二君）

日程第8、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第41号 専決処分の承認を求めます南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データ16ページの提案理由の説明を御覧ください。16ページになります。

1の提案の理由です。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布されたこと等に伴いまして、緊急に南知多町税条例を改正する必要が生じたので、令和7年3月31日に、同条例の一部改正につきまして、地方自治法第179

条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるからであります。

2の改正の主な内容です。

(1)の固定資産税関係は、大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置について、当該措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、一定の要件に該当すると認められる場合には、当該減額措置を適用できることとする規定を追加するもので、附則第10条の3関係であります。

(2)の軽自動車税関係は、種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正で、第75条関係であります。

3の施行期日等です。

(1)施行期日は令和7年4月1日です。

(2)は、固定資産税に関する経過措置で、改正後の南知多町税条例の規定中、固定資産税に関する部分は令和7年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。

(3)は軽自動車税に関する経過措置で、新条例第75条の規定は、令和7年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるものです。

提案理由の説明の次のページ以降に新旧対照表をつけていますので、御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

税条例の改正について、固定資産税関係と軽自動車関係について3点質問をいたします。

1点目、固定資産税関係ですが、大規模修繕が行われたマンションの減額措置であります。

南知多町において、この間このような申告書の提出がなかった事例で認定したものはあったでしょうか。

2点目、一定の要件に該当するというふうな形になっておりますが、一定の要件とはどのようなことを想定しているのでしょうか。

3点目、軽自動車関係についてですが、種別が増えただけで税金はあまり変わっていないと思いますが、バイクの登録台数と種類について分かったら教えてください。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

税務課長。

○税務課長（相川和英君）

それでは1つ目の質問について、答弁させていただきます。

この減額の対象となる事例のほうはございません。

2つ目の質問につきまして、一定の要件といたしましては、築20年以上経過していること、総戸数が10戸以上であること、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理計画の認定を受けているマンションであることなどとなります。

3つ目の質問につきまして、バイクの登録台数としましては、4月1日現在、ア、総排気量が0.05リットル以下のもの、または定格出力が0.6キロワット以下のもの1,928台。イ、二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの、または定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの42台。ウの新基準のバイクの登録はまだございません。エ、二輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるもの、または定格出力が0.8キロワットを超えるもの133台であります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第41号に対する討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

○議長（鈴木浩二君）

日程第9、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第42号 専決処分の承認を求めます南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データ27ページの提案理由の説明を御覧ください。27ページになります。

1の提案の理由です。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布されたこと等に伴いまして、緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要性が生じたので、令和7年3月31日に同条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるからであります。

2の改正の主な内容です。

既存の引用条文の項ずれに伴う改正で、附則第4項、第5項、第6項、第7項及び第17項関係であります。

3の施行期日等です。

(1)施行期日は令和7年4月1日です。

(2)は経過措置で、改正後の南知多町都市計画税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従

前の例によるものです。

なお、都市計画税につきましては、本町は平成15年度以降、課税を停止しています。

提案理由の説明の次のページ以降に新旧対照表をつけていますので、御確認をください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第42号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第42号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（鈴木浩二君）

日程第10、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第43号 専決処分の承認を求めます南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データ33ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由です。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町国民健康保険税条例を改正する必要が生じたので、令和7年3月31日に同条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるからであります。

2の改正の内容です。

低所得者に係る保険税軽減の基準額を改正するもので、第23条関係であります。これは国民健康保険税の軽減に関するもので、5割軽減及び2割軽減の基準額の算定方法の変更であります。

(1)として、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、43万円に加算する被保険者等の人数に乘すべき金額を、現行の「29万5,000円」から「30万5,000円」に引き上げるものであります。

(2)として、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、43万円に加算する被保険者等の人数に乘すべき金額を、現行の「54万5,000円」から「56万円」に引き上げるものであります。

3の施行期日等です。

(1)施行期日は令和7年4月1日です。

次のページを御覧ください。

(2)で適用区分について定めています。

改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

次のページに新旧対照表をつけていますので、御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

内田議員。

○6番(内田 保君)

それでは、議案第43号の国民健康保険条例の改正についての質疑をいたします。

まず1つ目ですが、この条例そのものは5割、2割軽減者を増やすということで賛成します。特に5割は1万円、2割は1.5万円を拡大するという、そういうことになっておりますが、対象の世帯は、どれだけあるのでしょうか、お答えください。

それから2つ目、この改正で、5割軽減が適用される世帯、2割軽減が適用される世帯の数もお答えください。

○議長(鈴木浩二君)

税務課長。

○税務課長(相川和英君)

それでは1つ目の質問につきまして、対象の世帯につきましては、令和6年度、国保加入世帯に対し改正後の軽減基準額を適用し、影響を試算しますと、12世帯が新たに軽減が受けられるようになるという結果となりました。

2つ目の質問につきまして、令和6年度国保加入世帯に対し、改正後の軽減基準額を適用し、影響を試算しますと、5割軽減が適用される世帯は364世帯、2割軽減が適用される世帯は304世帯となるという結果となりました。以上です。

○議長(鈴木浩二君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第43号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第43号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第44号 教育委員会委員の任命同意について

○議長（鈴木浩二君）

日程第11、議案第44号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第44号 教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員5名のうち、大字師崎の山下陽さんが令和7年7月14日をもって4年間の任期が満了となります。

山下陽さんは人格、識見に優れ、平成27年度には旧師崎小学校のPTA会長、平成30年度には旧師崎中学校のPTA会長を務められるなど、教育に関する経験も豊かであります。また、令和3年7月15日から、教育委員を務めていただいております。

このため、教育委員会委員として適任と考えていますので、引き続き教育委員会委員に任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和7年7月15日から4年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第44号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第44号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第12 議案第45号 工事請負契約の締結について（第1分団詰所新築工事）

○議長（鈴木浩二君）

日程第12、議案第45号 工事請負契約の締結について（第1分団詰所新築工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第45号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データ38ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由であります。

第1分団詰所新築工事について、請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決が必要であるからであります。

2の工事の概要は、工事名は第1分団詰所新築工事、工事場所は南知多町大字内海地内であります。

主な工事内容は、消防団第1分団詰所の新築工事で、軽量鉄骨プレハブ造平家建て、延べ床面積109.9平方メートルであります。

面積の内訳は、詰所部分が59.5平方メートル、車庫部分が50.4平方メートルで、車庫は車2台分であります。

工期は令和8年3月13日までで、請負契約金額は5,054万5,000円、うち取引に係る消

費税及び地方消費税の額は459万5,000円であります。

請負契約者は、知多郡南知多町大字内海字北向92番地の3、角建工有限会社であります。

契約の方法は、指名競争入札で、去る5月7日に5者により実施したものであります。

次のページには入札結果をつけております。

入札の予定価格は、税抜きで4,736万円。落札率は97.0%でございました。

なお、次のページからは位置図と平面図、立面図をつけております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、工事請負契約について質問いたします。

1つ目です。

契約規則の中には、5者以上をなるべく指名することという、そういう規則になっております。それで、この5者が選ばれたと思うんですが、5者の中には美浜町の業者が2者入っているんですね。南知多町は、石理組や滝本建設などの業者もあったと思うんですが、なぜ南知多町の業者の中で5者選ばなかったのか、何か理由がありましたら教えてください。

それから2つ目、最低制限価格の問題でございます。

最低制限価格は、武豊町なんかは、いわゆる入札が終わった後はそれを公表しております。契約規則の中でも、予定価格と最低制限価格を併置しておく、というような形に書いてあると思いますが、できるだけ、どのような形の最低制限価格がいいのかということについては議論があると思いますが、実際にこの契約規則の中には、その制限価格のうちの九十何.何%だとか、それから7割だとか8割だとかという、そういう基準が、ここにパーセントが書いてありますので、入札が終わった後にそれを公表しても私はいいと思うんですね。

だけど、それを南知多町はできるだけそれを公表しないようにしているという、そこら辺について、もう一度その考えをお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

ただいまの質問につきまして答弁させていただきます。

1つ目の質問の町外事業者の指名でございますが、内田議員のおっしゃるとおり、契約規則では、なるべく5者以上の入札者を指名しなければならないとされております。

当該工事区分が建築工事という区分なんです、建築工事において入札参加資格者名簿に掲載されている事業者、要するに参加資格を有する町内の事業者は3者であったことから、なるべく5者以上とするため、今回、町外2事業者を加えたものでございます。

2つ目の質問ですけれども、最低制限価格でございますが、今回は最低制限価格は税抜き4,357万1,000円と設定させていただいておりまして、落札後の公表とさせていただいております。

これによって、今回、予定価格の92%になりますけれども、こういったものを考慮して今後につなげていっていただきたいと思いますので、事前公表等、そういった率の公表は、今後も未公表という形で進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありますか。

（挙手する者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今のことについて確認します。

美浜町の業者を参加させたことについて、南知多町は指名競争入札参加者の選定に関わる町内業者及び準町内業者の取扱基準というのを定めております。その中には何と書いてあるかというと、事務所が南知多町にあって、トリイ建設だとか、伊藤組ですね、椅子、事務用の机、ファクス、そういうのが具備されていること。それから、事務所の存在を明らかにした看板や表札が表示されていること。それから、責任者が存在し常駐していること、専任の技術者が常駐していること。こういうことが事務所としてある、それが準取扱業者だというような形で町はうたっているわけですね。

それはトリイ建設やそれから伊藤組は、南知多町の中にそういう事務所はあるんじゃないか。

○議長（鈴木浩二君）

ちょっと待ってください。

個人名が出ておりますが。

○6番（内田 保君）

ここに書いてある。

○議長（鈴木浩二君）

書いてあるでということです。それが聞きたいわけですよ。

○6番（内田 保君）

そうです。

だからこれは、ここに既にトリイ建設と伊藤組と書いてあるでしょう。

だから、そのことについて聞く。

○議長（鈴木浩二君）

いやいや、だからそれを、準の業者に入っているかどうかということを聞きたいわけですか。

○6番（内田 保君）

そういうことです。

○議長（鈴木浩二君）

簡単に答えられますか。はい、簡単をお願いします。

○企画財政課長（坂本圭志君）

先ほど2者につきましては、南知多町内にそういったところ、営業所等があるというふうには聞いておりませんので、ないと思っております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第45号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第46号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第13、議案第46号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第46号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの45ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、愛知県人権尊重の社会づくり条例の理念にのっとり、南知多町営住宅への入居者の資格に、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を追加することで、多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会実現に資することを目的として、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、入居することができる者の条件に、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を追加するもので、第6条関係であります。

3の施行期日は公布の日であります。

なお、提案理由の次のページに新旧対照表が添付してありますので、御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

内田議員。

○6番(内田 保君)

議案第46号の住宅の設置管理に関する条例の一部について質問いたします。

この条例改正は、ジェンダー平等の立場から人権尊重を深める条例であり、賛成であります。

特に、この条例の周知が一番大事だというふうに思っていますが、どのような形で周知徹底をするおつもりでしょうか。

○議長(鈴木浩二君)

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長(田中達也君)

ただいまの御質問に答弁させていただきます。

この条例の周知はどのような方法を考えているかにつきましては、この条例の一部改正を可決いただきました後、広報「みなみちた」及び町公式ホームページ等で、条例の改正目的なども含めまして周知をさせていただく予定でございます。以上でございます。

○議長(鈴木浩二君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第46号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第47号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第14、議案第47号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第47号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データ49ページの提案理由の説明を御覧ください。

1. 改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、令和7年4月1日に改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の内容は、既存の引用条文の項ずれに伴う改正で、第2条関係であります。

3. 施行期日等は公布の日から施行し、改正後の南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものであります。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけておりますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第47号の件については、総務建設委員会に付託

することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

〔 休憩 10時27分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

ここで企画財政課長より答弁の訂正の申出がありましたので発言を許可します。

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

先ほどの内田議員の質問で上げた準町内事業者としての取扱いの規定での訂正でございます。

今回の入札については、町外事業者を指名することについては問題ございませんので、契約規則のなるべく5者以上とするため、町外事業者の2者を指名したことでございます。以上です。

日程第15 議案第48号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第15、議案第48号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高田順平君）

それでは、議案第48号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データのほう、51ページを御覧ください。51ページになります。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,642万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億6,042万1,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正で地方債の変更をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず歳出から説明いたします。少し飛びますが、データの57ページを御覧ください。

3. 歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、8目企画費は250万円の増額補正でございます。

これは、篠島区のコミュニティー備品の購入に対し、一般財団法人自治総合センターからコミュニティー助成金が交付されることとなりましたので、その同額を補助金として交付するものでございます。

9目電算管理費は412万9,000円の増額補正でございます。

これは、自治体中間サーバー・プラットフォームの改修に係る経費について増額するものでございます。

次に、2項徴税费、3目定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業費は7,475万5,000円の増額補正でございます。

これは、令和6年度に定額減税し切れないと見込まれる方々に支給した定額減税補足給付金（調整給付）の支給額に不足が生じる方に追加で給付を行うための経費でございます。

次に、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費は74万2,000円の増額補正でございます。

これは、ノリ養殖食害防止対策事業について、当初予定よりも漁業協同組合からの要望が多く、事業費増となったため増額するものでございます。

次のページ、58ページを御覧ください。

7款1項商工費、5目師崎港観光センター周辺整備運営事業費は4,405万5,000円の増額補正でございます。

これは、師崎港にトイレを整備するための経費を増額するものでございます。

次に、8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費は100万円の増額補正でございます。

これは、耐震改修費等補助金の増額要望に対応するため増額するものでございます。

次に、9款1項消防費、4目災害対策費は270万円の財源更正でございます。

これは、本年度に実施する被災者生活再建支援システム導入・運用管理等業務委託のうち、システム導入に係る経費について、緊急防災・減災事業債で借入れを行うため、一般財源から町債へ財源更正するものでございます。

次に、10款教育費、5項保健体育費、3目体育施設費は924万円の増額補正でございます。

これは、総合体育館の老朽化した移動式バスケットゴールを更新するため増額するものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

少し戻りまして、データ55ページを御覧ください。

2. 歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は7,888万4,000円の増額補正でございます。

このうち、社会保障・税番号制度システム整備費412万9,000円は、歳出で御説明いたしました自治体中間サーバー・プラットフォームの改修に対する財源として、また物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,475万5,000円は、定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業費に対する財源として増額するものでございます。

次に、5目土木費国庫補助金は50万円の増額補正で、歳出で御説明いたしました耐震改修費等補助金の財源として増額するものでございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産事業費県補助金は74万2,000円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明しましたノリ養殖食害防止対策事業の財源として増額するものでございます。

6目土木費県補助金は25万円の増額補正で、歳出で御説明いたしました耐震改修費等補助金の財源として増額するものでございます。

次に、19款1項1目繰越金は644万5,000円の増額補正でございます。

これは、今回の歳入歳出補正の財源調整として増額するものでございます。

次に、20款諸収入、4項3目雑入は730万円の増額補正でございます。

このうち1節総務費雑入は250万円の増額補正で、篠島区のコミュニティー備品購入に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

8節教育費雑入は480万円の増額補正で、移動式バスケットゴールの購入に対する独立行政法人日本スポーツ振興センターからの助成金でございます。

次に、21款1項町債、5目商工債は3,960万円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明いたしました師崎港のトイレ整備の財源として借入れを行うため、起債限度額を増額するものでございます。

7目消防債は270万円の増額補正でございます。

これは歳出で御説明いたしました被災者生活再建支援システム導入の財源として借入れを行うため、起債限度額を増額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、少し戻りまして、データの53ページ、左側の表を御覧ください。

第2表、地方債補正の表でございます。

歳入の21款町債にて御説明させていただきました地方債限度額の変更でございます。

次に、少し飛びまして、データの59ページを御覧ください。59ページになります。

補正予算給与費明細書の御説明を申し上げます。

ページの右側上段のア、会計年度任用職員以外の職員の表、最下段になります比較の欄の中ほど、職員手当を御覧ください。

職員手当58万8,000円の増額でございます。

これは、定額減税補足給付金給付事業費の給付事務に係る職員の時間外勤務手当の増額でございます。

次に、少し飛びまして61ページを御覧ください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。

表の一番下段の右側になりますが、令和7年度末現在高見込額は60億2,356万4,000円でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

一部の課のほうに質問いたします。

まず1つ目、定額減税補足給付金の納付関係です。

これはどういうものなのか。概略としては今説明がありましたけれど、例えばこういう例の場合に補足給付がありますよとか、そういう一部の例でもいいので詳しく説明してください。

2つ目、この給付金の対象者は何人ぐらいを想定していますか。

3つ目ですが、この給付の時期はいつから、どのようにして始まるのか。

4つ目です。244万円、システム改修業者はどこの業者を税務課としては想定しているのか。

続いて、産業振興課の関係ですが、ノリ養殖食害防止対策事業補助金で74万2,000円ですが、ノリの食害は上からと下からとというふうな害があると思うんですが、この食害防止はどのような対策の補助金なのか、詳しくお願いいたします。

それから、2つ目です。師崎港の公衆便所の整備ですが、防犯灯は幾つ設置する予定なのかということと、また公衆便所はS P Cに委託するそうであります。委託予定金額が分かったら教えてください。

まちなみ環境課関係です。

耐震改修補助費の追加はいい補助金だというふうに私も思います。これはどのような条件で、幾らの補助で100万円は何件の補助を想定しているのか。

それから、2つ目です。今後も耐震改修の要望があったら、国・県への要請をし、再補正をする予定はあるか。

3つ目です。この国・県の支出金の枠は、市町で決まっているのかどうか、についてもお答えください。以上です。

(「議長、答弁調整のため、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木浩二君）

暫時休憩の申出がございますので、ここで暫時休憩いたしたいと思います。5分程度でよろしいですかね。

では、この場でお願いいたします。終わるまで少々お待ちください。

[休憩 10時52分]

[再開 10時54分]

○議長（鈴木浩二君）

それでは、再開をいたします。

答弁のほうは。

税務課長。

○税務課長（相川和英君）

それでは、税務課所管分について答弁させていただきます。

まず1つ目の質問、定額減税補足給付金につきましては、令和6年度税制改正により、納税義務者本人及び控除対象配偶者・扶養親族1人につき令和6年分所得税が3万円、令和6年度分の個人住民税が1万円の定額減税が行われました。

それに伴い、定額減税し切れないと見込まれた方に対して、その差額を定額減税補足給付金（調整給付）として支給しましたが、その調整給付は、令和5年分の所得等を基に推計額で支給したことから、令和6年分の所得税額及び定額減税の実施額が確定した現段階において、本来給付すべき所要額と昨年度の調整給付との間で差額が生じた方に対し、その差額分を定額減税補足給付金（不足額給付）として支給いたします。

さらに、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割がともに定額減税前税額がゼロの方で、かつ税制度上扶養親族から外れてしまう方、かつ低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主世帯に該当しない方、具体的には、事業専従者の方や合計所得金額が48万円超の方で、制度上扶養親族となれない方も対象となり、原則4万円が支給されます。

2つ目の質問、対象者につきましては2,200人を想定しております。

3つ目の質問、給付の時期につきましては、8月上旬に対象となる方への通知及び町広報で周知を行い、8月下旬から順次支給する想定をしております。

4つ目の質問、改修業者につきましては、給付システムは、現在本町で稼働している総合住民情報システムと密な連携が必要となるため、同システムの改修等をふだんから行っている事業者への委託を想定しております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

産業振興課分について答弁させていただきます。

まず1点目、ノリ食害防止対策事業補助金の詳細内容でございますが、ノリ養殖の設置に合わせまして、魚からの食害を防止するため、漁協が購入する防除網などの資材に対し、2分の1の補助を行うものでございます。

2つ目、師崎港公衆便所整備工事では、防犯灯はどこに幾つ設置する予定か、またその委託金額は幾らかにつきましては、防犯灯につきましては、公衆便所の建築物付近に1基予定をしております。

なお、委託予定金額は、今後、S P C南知多未来パートナーズ株式会社と清掃費や消

耗品等を積み上げまして協議を行いまして、決定させていただく予定でございます。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

最後に、まちなみ環境課所管分について、1つ目の質問と3つ目の質問は、私、まちなみ環境課長から、2つ目の質問につきましては、建設経済部長から答弁させていただきます。

まず、1つ目の御質問でございます。

耐震改修費補助金はどのような条件で幾らの補助か、100万円は何件の補助を想定しているのかにつきましては、今回の補正予算につきましては、木造住宅耐震改修費補助分として1戸分を予定しております。補助の上限額は100万円となります。

補助の条件でございますが、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅、いわゆる旧耐震基準の木造住宅であって、在来軸組工法の2階建て以下の住宅で、現に人の住んでいる住宅及び居住する予定の住宅において、まずは木造住宅無料耐震診断を受けていただきまして、その診断の結果、大規模な地震に対して倒壊の可能性があります、総合評価1.0未満と診断された木造住宅を対象といたしまして、改修費の一部を補助するものでございます。

3つ目の御質問でございます。

国・県の支出金の枠は市町村で決まっているのかにつきましては、前年度の補助実績を参考といたしまして、毎年度、国及び県に要望調査を提出しております。その要望調査を提出した後に内示をいただきます。その後、交付金等の申請を行っておりますので、その時点で補助額が決定されるものでございます。

今回のように追加要望がある際には、その都度枠を広げていただくための調整を国及び県と行う必要がございます。以上でございます。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、まちなみ環境課2つ目の質問につきましては、私から答弁させていただきます。

御質問、今後も耐震改修の要望があったら国・県へ要請し、再補正をする予定はあるのかというところですが、ただいまの課長と一部重複いたしますが、答弁といたしましては、近い将来発生すると想定されております南海トラフ地震に備えるためにも、住宅耐震改修費の予算確保は必要と考えております。

今後も町民の皆さんからの要望があった際には、国県補助金の追加要望と併せて、町補正予算の措置について検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第48号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第49号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第16、議案第49号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

議案第49号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

62ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,248万4,000円とするものであります。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から説明いたします。

少し飛びまして、65ページを御覧ください。

下段の3．歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は48万4,000円の増額補正であります。

これは、令和7年8月から高額療養費制度における70歳以上の負担限度額区分のうち、低所得者Ⅰの基準が変更されることに伴うシステム改修に係る経費を増額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

同じページの上段を御覧ください。

2．歳入であります。

2 款県支出金、1 項県負担金・補助金、1 目保険給付費等交付金は48万4,000円の増額補正であります。

これは、歳出で説明いたしましたシステム改修に係る経費の財源となるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでした。

〔 散会 11時05分 〕

